

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大西憲治

佐賀県人事委員会規則第二十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の現地機関の項中

教育事務所

を

教育事務所	
支所	本所
支所長	所長 教育指導監 副所長 管理主任

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。